

C I Aフォーラム研究会報告

「準継続的監査／モニタリング」に関する提言

研究会No. g 5（先進監査手法のガイドライン化に関する研究会）

C I Aフォーラムは、C I A資格保持者の研鑽及び相互交流を目的に活動する、一般社団法人日本内部監査協会（I I A－J A P A N）の特別研究会である。各研究会は、担当の座長が責任をもって自主的に運営し、研究期間、目標成果を設定し、研究成果を発信している。

当研究報告書は、C I Aフォーラム研究会No. g 5が、その活動成果としてとりまとめたものである。報告書に記載された意見やコメントは、研究会の「見解」であり協会の見解を代表するものではなく、協会がこれを保証・賛成・推奨等するものでもない。

目次

1. はじめに	35	念	37
2. 継続的監査／モニタリング	36	3-2. 準継続的監査／モニタリングの類 型化	37
2-1. 研究の背景	36	4. 準継続的監査／モニタリングの実態調 査	38
2-2. 継続的監査／モニタリングの定義 及び特徴	36	4-1. アンケート調査	38
2-3. 継続的監査／モニタリングに対す る懸念	36	4-2. インタビュー調査	39
3. 準継続的監査／モニタリング	37	4-3. 考察	41
3-1. 準継続的監査／モニタリングの概 念	37	5. おわりに	41

本稿における見解は本研究会に属するものであり、特定の企業・団体の一般見解を示すものではありません。

1. はじめに

C I Aフォーラム研究会No. g 5（先進監査手法のガイドライン化に関する研究会）（以降、本研究会）は、先進的な監査手法を研究し、具体的なガイドラインとして提言することを目的とする研究会である。

本研究会では2022年に「継続的監査／モニタリング」に関する研究を行った。その結果、日本企業においては「継続的監査」を簡略化した「準継続的監査／モニタリング」が実施されているという仮説を立て、実施状況に関するアンケート調査及びインタビュー調査を実施した。

本稿では、2つの調査結果を踏まえ、「準継続的監査／モニタリング」のガイドライン化に向けた提言を行う。

2. 継続的監査／モニタリング

2-1. 研究の背景

近年におけるデジタル技術の進歩に加え、直近では、コロナ禍の継続、及び地政学リスクの高まりによって、企業を取り巻く社会環境は大きな変化を遂げ、更なる変化の中にある。

内部監査部門が経営に資する監査を実現するためには、経営の変化に対応し、柔軟な監査を実施することを可能とする監査手法を検討することが求められる。

本研究会では、このような監査手法の1つとして「継続的監査／モニタリング」をテーマとして取り上げ、文献調査を行った。

2-2. 継続的監査／モニタリングの定義及び特徴

本研究会では「継続的監査／モニタリング」の研究にあたり、米国公認会計士協会（AICPA）が2015年に公表した「Audit Analytics and Continuous Audit: Looking Toward the Future」の日本語訳である「監査分析及び継続的監査：将来を見据えて」（以降、AICPA（2015）を参考文献として用いた。

AICPA（2015）では、継続的監査（Continuous Audit, CA）を以下のように定義している。

企業の経営者が責任を有する主題に関し、監査人が主題の基礎になる事象が発生すると同時に、又は直後に、実際に公表される継続的な意見スキームを用いて、保証を提供できるようにする方法論。継続的監査は、予防的モジュールを伴い、組織のコ

ントロールを補完する。継続的監査環境は着実に自動化され、監査人はより高度な判断機能を担うことになる。監査は分析結果ごと、例外事項ごとに適用可能なものになり、財務及び財務以外の機能も対象にする。

（出典：AICPA（2015）59頁）

また、AICPA（2015）では、内部監査部門が実施するものを監査、経営者が実施するものをモニタリングと位置づけ、表1のように継続的監査と継続的モニタリングを対比させている。

＜表1＞継続的監査と継続的モニタリングの比較

継続的監査	継続的モニタリング
内部監査で実行される継続的監査	経営者の責任の継続的モニタリング
<ul style="list-style-type: none"> ・より効果的かつ効率的な監査証拠の獲得 ・ビジネス・リスクへのより適時の対応 ・より効率的な内部監査を実施するためのテクノロジーの活用 ・より具体的に監査に焦点を当てる ・方針、手続及び規制によるコンプライアンスのモニタリングの促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガバナンスを改善—ビジネス／コンプライアンス・リスクを内部統制及び回復措置に一致させる ・透明性を向上し、よりの確かな日々の決定が行えるように、より適時に対応する ・コントロールのコスト及びテスト／モニタリングのコストの削減に努める ・パフォーマンスの改善に向けた効率性及び機会を創出するためのテクノロジーの活用

（出典：AICPA（2015）24頁「表1-3」より抜粋）

更に、従来の監査を「伝統的手続」、継続的監査を「進化した手続」と位置づけ、表2のように対比させている。

2-3. 継続的監査／モニタリングに対する懸念

AICPA（2015）では、継続的監査／モニタリングを実施にあたり、組織内のデータ

＜表2＞従来の監査と継続的監査の比較

	伝統的手続	進化した手続
クライアントの受嘱及び調査	調査担当者を含む複数の人の主に手作業による作業	ニュース記事やソーシャルメディアなどの情報源からの同一かつ広範なテキストマイニング
母集団推計	確率的又は判断に基づくサンプリング	ビッグデータの母集団推計 完全な母集団の評価
確認	手作業による確認	データベース同士の、ほぼ完全に近い母集団の確認
実証テスト	手作業による文書の監査	電子文書、プロセスマイニング
分析的レビュー	月末比率及びその趨勢の比較	監査のほぼ全ての段階における分析手続の幅広い選択
内部統制評価及び運用評価	手作業による突合、観察、構造評価	ERPデザイン、CCMへの依拠

(出典：AICPA (2015) 43頁「表1-8」より抜粋)

を集約したデータストア及び監査用のデータベースの存在を前提としている。本研究会では以下に挙げられるような、日本の組織では実施が困難ではないかという意見が出された。

- ・日本では、監査部門がデータを収集し、監査データベースを構築できている組織は少数ではないか
- ・会計監査においては会計データを対象にすることから、自動化及び予防的コントロールは可能かもしれないが、会計監査以外、例えば内部統制の保証においては、必要な情報がデータ化されているものはほんの一部であり、自動化及び予防的コントロールになじまないのではないかと

これらの意見を踏まえ、本研究会では、AICPA (2015) における予防的モジュールや自動化を実現していない監査部門では、監査データベース等の存在に頼らない代替手段を用いているのではないかと仮説を立て、そのような代替手段を研究対象に取り上げた。

3. 準継続的監査／モニタリング

3-1. 準継続的監査／モニタリングの概念

仮に、自動化及び予防的コントロールを有しない監査部門が、経営からそれらを必要とする保証を要請された場合、自らが利用可能な監査資源及び手段を用いて、対処している可能性がある。

このような活動は、前章の継続的監査の定義には適合せず、また、従来型監査とも大きく異なることから、監査部門自身が自らの活動を監査あるいはモニタリングの一種であると認識していないことが考えられる。

そのため、本研究会では、このような代替手段を「準継続的監査／モニタリング」と名付け、想定される活動形態を類型化した上で、実態を調査することとした。

3-2. 準継続的監査／モニタリングの類型化

本研究会のメンバーで準継続的監査／モニタリングと想定される活動形態を検討した結果、以下の3つに類型化した。

① 定期的検証

自動化した手段または予防的コントロールを用いずに月次、四半期毎等、定期的に対象を検証する。

[例] 月次で勤怠データを点検し、異常値が発見されれば人事部門に注意喚起する。

② 期間内検証

自動化されていない手段、予防的コントロールを用いずに特定の期間内のみ、継続的に対象を検証する。

[例] 重要プロジェクトの進捗会議に陪席し、プロジェクトの進捗に重大な影響を及ぼす問題の予兆が認められれば改善策を提言する。

③ 不定期検証

自動化されていない手段、予防的コントロ

ールを用いずに偶発的な事象を契機として、対象を検証する。

[例] 競合他社におけるシステム障害の報道に際し、同様の事象に対する自社の対応状況を検証する。

4. 準継続的監査／モニタリングの実態調査

4-1. アンケート調査

4-1-1. アンケートの目的

前章において準継続的監査／モニタリングを定義し、類型化を試みた。次の段階として、準継続的監査／モニタリングが実際にどの程度実施されているのかを定量的に把握するため、日本内部監査協会会員を対象に以下の通りアンケート調査を実施した。

アンケート形態：Microsoft Formsによる
Webアンケート

アンケート期間：2022年8月25日（木）～
9月30日（金）

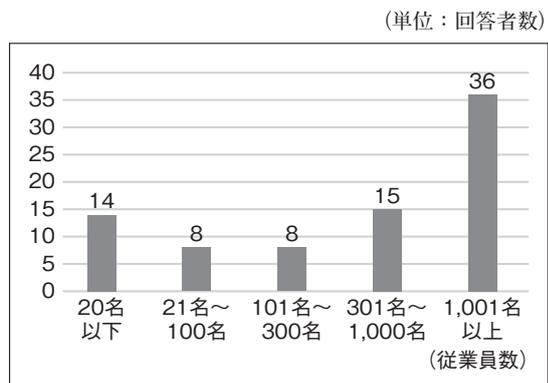
回答者：81名

4-1-2. アンケート結果

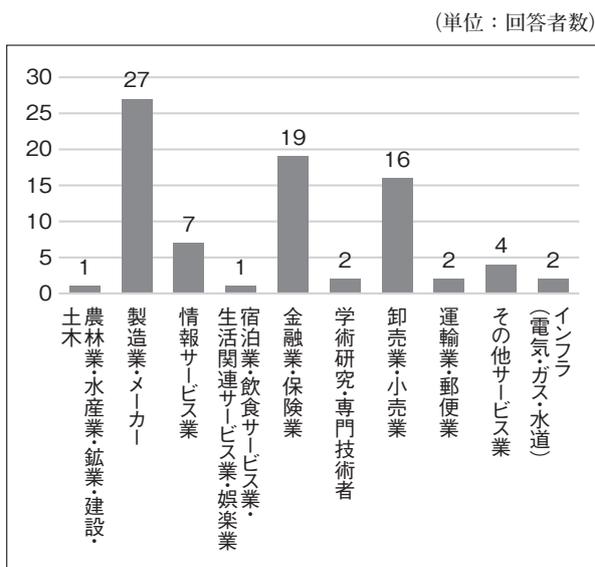
(1) 回答者のプロフィール

アンケート回答者が所属する組織の規模は図1、業種は図2の通り、規模としては従業員数1,001名以上の大企業が多く、業種は製造業・メーカー、金融業・保険業、卸売業・小売業が多かった。

<図1>所属する組織の規模



<図2>所属する組織の業種

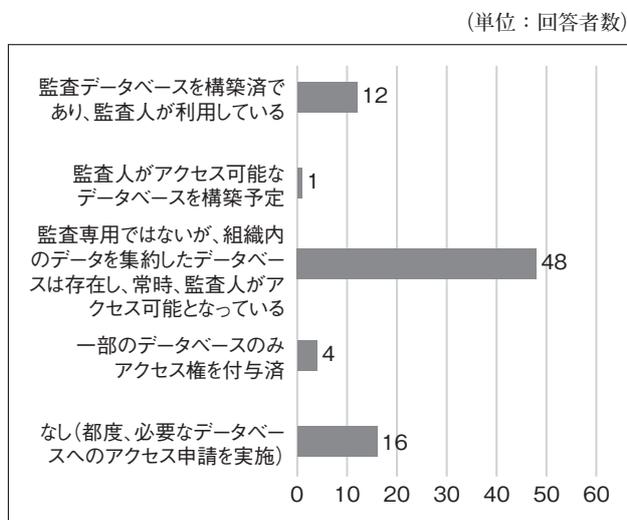


(2) 継続的監査／モニタリングへの取組状況

継続的監査／モニタリングを実施する上で監査データベースは不可欠となる。そのため、監査データベースの構築状況について質問したところ、図3の通り監査データベースが構築済み及び構築予定と回答した者は81名中13名（16%）であり、まだ少数に留まっている。

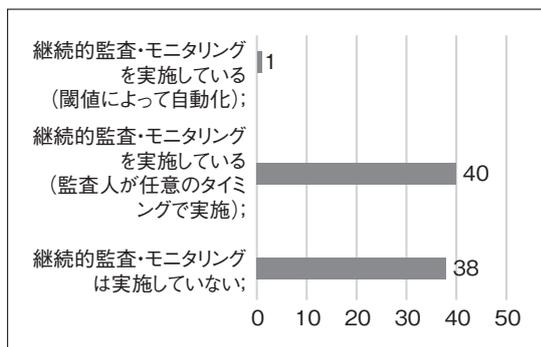
一方、継続的監査／モニタリングの実施状況に関する回答は図4の通り、79名中41名（52%）が継続的監査／モニタリングを実施している。しかしながら、閾値による自動化は1名（1%）であり、図3の通り監査デー

<図3>監査データベースの構築状況



＜図4＞継続的監査／モニタリングの実施状況

(単位：回答者数)



データベースが構築済・構築予定の回答を上回ることから、AICPA(2015)が定義する継続的監査／モニタリングではなく、本稿における準継続的監査／モニタリングが含まれている可能性がある。

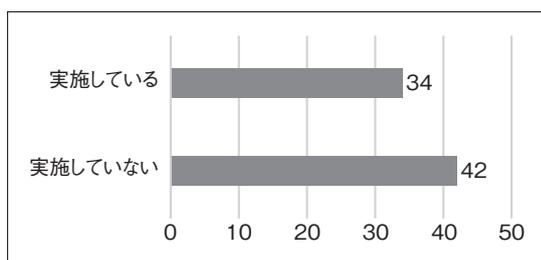
(3) 準継続的監査／モニタリングへの取組状況

前章における準継続的監査／モニタリングの概念整理に基づき、各類型の実施状況に関する質問に対して、図5～7の回答を得た。

無回答を除くと、定期的検証については76名中34名(45%)、期間内検証は78名中27名(35%)、不定期検証は78名中45名(58%)が

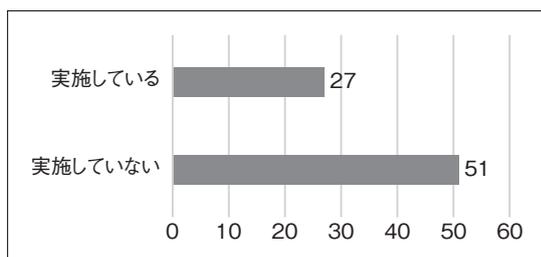
＜図5＞定期的検証の実施状況

(単位：回答者数)



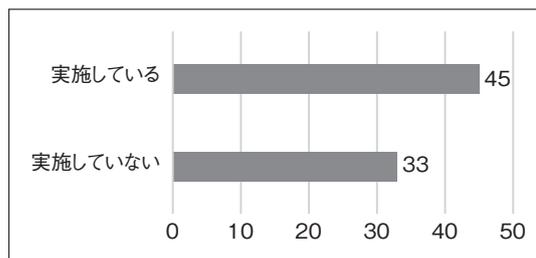
＜図6＞期間内検証の実施状況

(単位：回答者数)



＜図7＞不定期検証の実施状況

(単位：回答者数)



実施と回答しており、準継続的監査／モニタリングが実際に広く実施されていることが確認できた。

4-2. インタビュー調査

4-2-1. インタビューの目的

前節におけるアンケート調査では、実際に準継続的監査／モニタリングが実施されていることを確認した。

しかしながら、アンケート調査では、準継続的監査／モニタリングに関する3つの類型化は適切か、あるいは3つの類型以外の類型が存在するのではないかという点が確認できない。

これらの点を確認するため、アンケート回答者の内、許諾を得られた5名、及び研究会内でインタビューを行い、具体的な準継続的監査／モニタリング事例を聴取した。

インタビューで得られた事例は、3類型の例外となるものではなく、類型化が適切であることが確認できた。

各事例について、次節で述べる。

4-2-2. インタビュー結果

(1) 定期的検証の事例

定期的検証について、インタビューより事例1～3が得られた。各事例は統計・分析ツール等を使用せず、表計算ソフト等を用いた手作業となっている。なお、事例3については内部監査部門そのものの活動状況を定期的に監査委員会に報告するものであり、表1の分類を鑑みると、準継続的監査というよりは、

準継続的モニタリングの事例と考えられる。また、各事例で結果を経営に報告しており、経営のニーズに則した検証であったことがわかる。

【事例1】

監査部員は経費システムへのアクセス権限を有している。半期に1回（年2回）のペースで以下の観点から各部の経費支払を点検し、結果を経営に報告している。

- ・担当者によって発注先の業者に偏りが生じていないか
- ・発注する単価に異常値が存在しないか

【事例2】

従業員のセキュリティ意識を調査するため、セキュリティに関するチェックシートを策定し、年1回、ランダムに選定された従業員にセルフチェックを依頼。

セルフチェックの対象は前年と連続しないように配慮し、チェックシートの内容も毎年見直している。

【事例3】

監査委員会に毎月、監査の実施状況を報告。監査部における主要テーマを横軸、月を縦軸とした一覧表形式で、当月の監査部の取組状況を追記している。

(2) 期間内検証の事例

期間内検証について、インタビューより事例4・5が得られた。各事例は従来型監査に付随して実施されており、補完する役割を果たしていると考えられる。

また、監査データベースは構築していないものの、関連システムへのアクセス権を有し、必要なデータを抽出して分析に供している。常時、データを参照可能とまではいかないものの、継続的監査／モニタリングに最も近い形態である。

【事例4】

継続的に実施するというよりは、監査の直前から開始し、監査終了までモニタリングを継続している。

主なモニタリング項目は以下の通り。

- ・人事システムから抽出した勤務時間を入退館カードの記録と突合し、サービス残業を発見。
- ・交際費申請、社用車の運転日誌の記載内容
- ・スケジューラーとZoomビデオ会議のログを突合し、スケジュールされたZoom会議に実際に出席していること

【事例5】

監査部は、人事、経理等の各システム、PCログ、社用車のGPS、業務用携帯の利用履歴等への参照権限を有しており、監査の予備調査としてデータ分析を行っている。社用車はGPSによる位置情報を活用し、スピード違反、急ブレーキ・急発進等を点検している。業務用携帯は営業担当者の面談記録と突き合わせ、不正を行っていないかを点検している。

(3) 不定期検証の事例

不定期検証について、インタビューより事例6・7が得られた。事例6は内部監査部門によるレビューと捉えることも可能である。また、事例7のような従来では監査やモニタリングとは捉えられていなかった事例も確認できた。

【事例6】

産業廃棄物処理法、下請法等、法令で定められた報告内容の点検を監査部が行っている。

【事例7】

自社でシステム障害が発生した際に、障害対応の適切性を監査部が事後的に検証し、障害対応完了から3営業日以内に役員に報告する。

4-3. 考察

アンケート調査より、実際に純継続的監査／モニタリングが行われていることが確認された。また、インタビュー調査より、準継続的監査／モニタリングに関する3つの類型化が妥当なものであることが確認された。

事例の多くでは、検証結果を経営に報告し、また必要に応じて改善を提言する等、従来型監査の延長線上で捉えているものもある一方で、事例7のように、監査あるいはモニタリング活動として認識されていなかった事例も確認できた。前述の表1によると、監査とモニタリングの大きな違いは、実施主体が内部監査部門か経営かという点にある。今回の調査を踏まえ、従来型監査、準継続的監査、継続的監査を比較すると、いずれも内部監査部門が実施主体となる点は一致するものの、継続的監査が監査データベースや高度な分析ツールを前提とする一方で、従来型監査、及び準継続的監査では主に手作業で収集した情報を分析する点が異なる。

また、従来型監査では、監査計画から監査報告までの一定期間にのみ実施されるのに対して、準継続的監査及び継続的監査では、従来型監査よりも長期間、あるいは期間を定めず継続的に実施する点に特徴がある。一方、継続的監査では、全量分析や高度な分析ツールを使用し、現状の検証だけでなく将来予測を含む点が特徴となるが、準継続的監査では、利用できるデータが限定されていることから、将来予測に関する客観的な所見を示すことは不可能であり、あくまでも現状の検証を目的とした手法であると言える。

以上を踏まえ、従来型監査、準継続的監査、継続的監査を比較すると表3となる。

＜表3＞従来型監査／準継続的監査／継続的監査の比較

	従来型監査	準継続的監査	継続的監査
実施主体	内部監査部門	内部監査部門	内部監査部門
推計手法	サンプリング	サンプリング または全量分析	全量分析
スコープ	過去	現在	現在及び 将来予測
分析手段	主に手作業	主に手作業	高度な分析ツール または自動化
実施期間	一定期間	継続的	継続的

(筆者作成)

5. おわりに

本稿では、「継続的監査／モニタリング」に関する研究から、日本企業においては「継続的監査」の代わりに、監査データベース及び高度な分析ツールに頼らない「準継続的監査／モニタリング」を実施しているのではないかという仮説を立て、アンケート調査及びインタビュー調査より、実際に実施されていることを確認した。

「準継続的監査」は監査データベースの構築や高度な分析ツールの導入等、継続的監査／モニタリングが必要とするシステム投資や監査担当者のトレーニングが無くとも実行可能である点が利点と言える。また、「準継続的監査」では、経営からの要望・ニーズに合わせて、独自の手法を生み出していることが確認できた一方で、一部には内部監査部門自身が監査活動として認識していない事例も認められた。

内部監査部門が「準継続的監査」の有用性を認識し、自らが既に実施している「準継続的監査」を監査活動の一環として認知するためには、監査手続を標準化し、ガイドライン

として公開することが必要である。

本稿では3つの類型化を試みたが、将来的なガイドライン化を目指し、引き続き、各類型について、共通項や前提条件を明らかにするため、事例の収集及び分析に努めたい。

<参考文献>

AICPA (2015) . Audit Analytics and Continuous Audit : Looking Toward the Future. (日本公認会計士協会 (IT委員会) 訳「監査分析及び継続的監査：将来を見据えて」2019年、https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190412ihb.html)

<CIAフォーラム研究会No.5 (先進監査手法のガイドライン化に関する研究会) メンバー>
(メンバー五十音順・敬称略)

座長	神橋 基博	(公認内部監査人 (CIA))
	阿子島 隆	(公認内部監査人 (CIA) 内部統制評価指導士 (CCSA))
	後藤 拓郎	(公認内部監査人 (CIA))
	島田 裕次	(東洋大学 工業技術研究所)
	田中 浩之	(東京ガス株式会社 監査部)
	塚原 康志	(明治安田生命保険相互会社 監査部)
	永田 英夫	(株式会社A & A ゲートウェイ)
	西田 宏一	(公認内部監査人 (CIA))
	古里 和久	(公認内部監査人 (CIA))
	松井 邦人	(出光興産株式会社 内部監査室)
	宮城 潤	(アンリツ株式会社 グローバルオーディット部)
	和田 美和子	(公認内部監査人 (CIA))
オブザーバ	石島 隆	(法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科)

(メンバーの氏名・所属先等は、2023年8月現在)